

# 巷

にあふれる様々な懸賞。これってちゃんと公正に抽選されているのか？ 調べたところ、懸賞は「不当景品類及び不当表示防止法」（景表法）という法律で規制されているようだ。所管している消費者庁表示対策課に、景表法上の懸賞のルールを聞いてみた。

「景表法は、景品の最高額と総額を規制しています。たとえば『応募するのに5000円の商品を買わなければならない場合、最高額は10万円』などですね。しかし抽選方法は主催者に任されていますし、消費者庁が事前に審査することもありません」

実際の抽選では、「景品が試写会チケットなら、平日も観賞に行ける主婦の方が当選しやすいかも」（懸賞情報雑誌『懸賞ナビ』の橋本浩子さん）など偏りもあるようだ。

しかし抽選方法が規制されていない以上、法的に罰せられることはない。結局は主催者の気分次第なの？ 「そんなことありませんよ」と語るのは、キャンペーン専門の事務局代行会社・バルディアの中沢敦さん。

## 懸賞の裏側から見た“当たるコツ”

(橋本さん監修)

### 景品を利用することをアピール

「このデジカメで写真を撮りたい!」[海外旅行が当選したら、次の休暇で行ってきます]などと記入する。主催者側には喜ばれ、当選しやすくなる可能性大

### 年末年始はチャンス多し

予算を切るために、多数の企業がキャンペーンを実施している。飲食品や生活用品などは、キャンペーン期間中の企業のものを買うのが当選への近道

### 男性向け専門誌を狙う

女性に比べて、男性は懸賞に応募する人が少ない。そのため、男性向けのファッション誌や自動車雑誌など、専門誌の読者プレゼントは当選しやすい傾向にある

### ツイッター懸賞を狙う

ツイッターで関連商品やサービス内容についてつぶやくことで、プレゼントが当たるというもの。最近になって誕生した応募形式なので、現在は比較的竞争率が低い

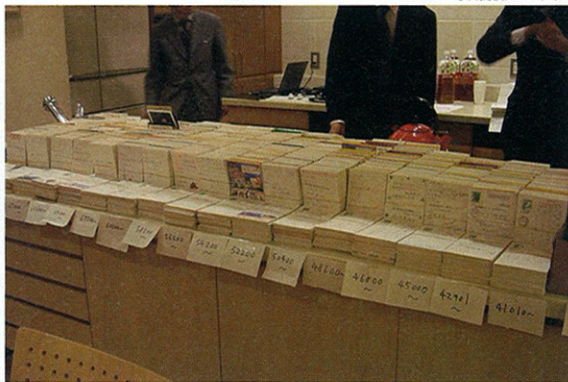
ちなみに、よく「カラフルなハガキは当選しやすい」といわれるが、「偏りを避けるためにあえて地味なハガキが選ばれることもあるそうです」（橋本さん）とのことだ

雑学

ハズレばかりのヒガみですが…

## 懸賞の当選者はホントにちゃんと選ばれているの？

写真提供 / バルディア



抽選会の様子。業界誌の記者や主催企業の役員などが招かれる。「第三者の人に抽選してもらう場合、応募者の中から数人を抽選役として選ぶこともありますよ」(中沢さん)

「企業倫理が重視される近年は、公正な懸賞を行う代行会社が増えています。例えば弊社では、ネット応募なら無作為に当選者を選ぶ専用ソフトを使用したり、立会人が同席する抽選会を開催したりしています。主催企業の信用に関わるので、他の代行会社でも公正に運営されているはずですよ」

じゃあ、抽選だけしておいて、景品を送らない…なんてことは？

「発送した際の伝票はきちんと保管されていますし、主催企業の方が発送の事後チェックをすることもあります」（中沢さん）

なお消費者庁表示対策課によると、応募側は判断できなくても、内部告発などで景品の未発送が発覚すれば不当表示に該当する可能性があるとのこと。さらに、最近はネット上で懸賞が、監視されているようだ。

「あの懸賞、誰か当選した？」なんて情報交換がされていますから、不正のリスクを犯す企業はないでしょうね」（橋本さん）

これなら信頼できそうだし、いっちょ応募してみよう！（系教康文 / Office T+）